

2-15. 経過措置の整理と対応計画

対応モデル：GPT-5 / Claude 4.5 Sonnet / Gemini 2.5 Flash

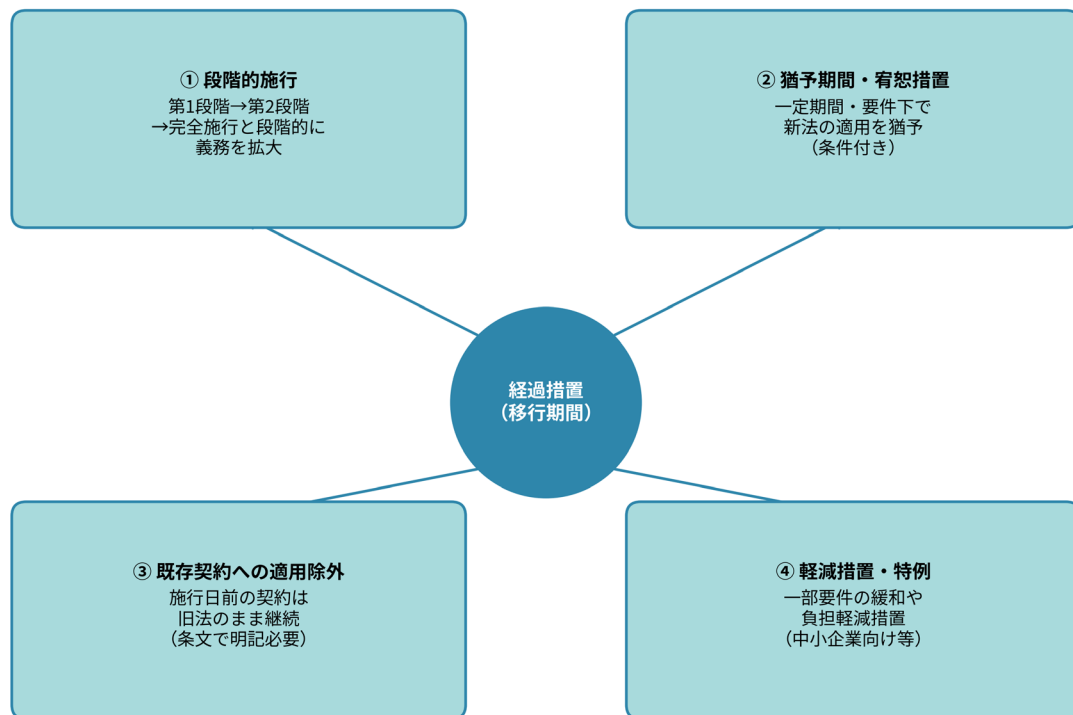
難易度・リスク：★2

推定時間短縮：30 分～90 分

目的

法改正において設定された経過措置（段階的施行、猶予期間、適用除外等）を体系的に整理し、施行日前後の具体的な対応スケジュールを作成します。経過措置を正しく理解することで、法改正への対応を段階的・計画的に進め、施行日の混乱や法令違反リスクを最小化します。

経過措置の種類と体系



△重要

経過措置は「準備期間」であり「対応先延ばしの制度」ではありません。
条文・施行令・通達で適用要件を必ず確認し、早期の完全対応を目指しましょう。

図 1: 経過措置の種類と体系

📄 プロンプト本体 (コピペ用)

📄 プロンプト本体 (このボックスをコピーして使用)

あなたは企業法務における法改正対応の専門家です。日本法に基づき、法改正に伴う経過措置を整理し、施行日前後の対応計画を作成してください。

【入力情報】

- 法改正の名称：[例：育児・介護休業法の改正、改正下請法、電子帳簿保存法の改正等]
- 施行日：[例：2025 年 4 月 1 日、2026 年 1 月 1 日等]

- 段階的施行の有無：[例：2025 年 4 月と 10 月の 2 段階施行、完全施行は 2026 年等]
- 経過措置の内容：[例：施行前契約への適用、猶予期間、除外率の段階的引下げ等]
- 会社の業種・規模：[例：製造業、従業員 500 名、売上高 100 億円]
- 影響を受ける業務：[例：人事労務、契約管理、経理、調達等]

[不明な項目は「不明」と記載してください]

【処理手順】

1) 経過措置の全体像の把握

- 段階的施行スケジュール（第 1 段階、第 2 段階、完全施行）
- 猶予期間・宥恕措置の内容と期限
- 既存契約・既存取引への適用関係
- 適用除外・軽減措置の対象と要件

2) 自社への影響の精査

- どの経過措置が自社に該当するか
- 経過措置を活用できる取引・契約の範囲
- 経過措置終了後の完全適用に向けて必要な準備

3) 段階別の対応計画作成

- 施行日前の準備（経過措置を活用する方針決定、社内周知）
- 第 1 段階施行時の対応（新規取引への適用、既存取引の継続）
- 第 2 段階施行時の対応（段階的施行の場合）
- 経過措置終了時の対応（完全適用への移行、残存リスクの解消）

4) リスクと留意点の明示

- 経過措置を誤解・誤用するリスク
- 経過措置の適用要件を満たさない場合の法令違反リスク
- 経過措置に過度に依存し、完全適用への準備が遅れるリスク

【出力形式】

- 経過措置の概要：表形式（経過措置の種類、内容、適用期間、対象取引、自社該当性）
- 施行スケジュール：タイムライン形式（施行日前→第 1 段階→第 2 段階→完全施行）

- 段階別対応計画：表形式（時期、対応事項、担当部門、期限、完了基準）
- リスクと留意点：箇条書き
- 推奨アクション：優先順位付き箇条書き

【重点観点】

以下の点を必ず検討してください：

- 施行前に締結された既存契約・取引に経過措置が適用されるか、新法が適用されるか
- 猶予期間・宥恕措置の適用要件（「相当の理由」等）を自社が満たすか
- 段階的施行の場合、各段階で何が義務化され、何がまだ猶予されるか
- 経過措置終了時点での完全適用に向けた準備期間が十分か
- 経過措置を最大限活用しつつも、法の趣旨に沿った対応を進めているか

【チェックリスト】

出力前に以下を確認してください：

- ☐ 経過措置の適用要件と終了時期を正確に把握しているか
- ☐ 段階的施行スケジュールと各段階の義務内容を整理したか
- ☐ 既存契約・取引への適用関係を明確にしたか
- ☐ 経過措置終了後の完全適用に向けた対応計画を作成したか
- ☐ 経過措置への過度な依存によるリスクを警告したか

【注意事項】

- 本出力は法的判断の代行ではなく、検討材料の提供です
- 経過措置の適用要件は厳格に解釈されるため、必ず条文・施行令・通達を確認してください
- 最終的な法的判断は弁護士等の専門家にご相談ください

入力例

【入力情報】

- 法改正の名称：改正下請法（下請代金支払遅延等防止法の改正）
- 施行日：2026年1月1日

- 段階的施行の有無：一括施行（段階的施行なし）
- 経過措置の内容：施行日前に締結された契約についても、施行日以降は新法が適用される（既存契約も対応が必要）
- 会社の業種・規模：製造業（自動車部品メーカー）、従業員 500 名、売上高 100 億円
- 影響を受ける業務：調達・購買、法務（契約書管理）、経理（支払管理）

✦ 出力例

【経過措置の整理と対応計画】改正下請法（2026 年 1 月 1 日施行）

■ 経過措置の概要

【重要】改正下請法には「既存契約への経過措置」は**設けられていません**。施行日（2026 年 1 月 1 日）以降は、施行前に締結された契約であっても、新法の規定が適用されます。そのため、2025 年中に全ての下請取引契約を見直し、改正法に対応させる必要があります。

主な改正内容：

1. 適用対象の拡張（従業員数基準の導入、運送業の追加）
2. 手形払いの**全面禁止**（割引料・手形取立手数料の転嫁も禁止）
3. 価格協議の義務化（取引先からの価格改定申入れへの誠実対応義務）
4. 金型・治具等の無償取得の明示的禁止

■ 施行スケジュールと対応タイムライン

【2025 年 1 月～6 月】準備期間（施行前）

- ✓ 全下請取引先との契約内容を点検（手形払い、価格協議条項、金型無償提供等）
- ✓ 改正法に対応した契約書雛形を作成（法務部門）
- ✓ 手形払いを全額現金払い（銀行振込）に切り替え（財務部門）

【2025 年 7 月～12 月】移行期間（施行前）

- ✓ 既存契約の見直し・再締結（優先順位：①手形払い契約、②高額取引、③リスクの高い取引）
- ✓ 調達部門・購買部門への研修実施（改正法の内容、禁止行為、価格協議義務）
- ✓ 社内規程・業務マニュアルの改定

【2026 年 1 月 1 日】施行日

- ✓ 新法が完全適用される（既存契約も含む）
- ✓ 手形払いが法律で禁止される（違反した場合、公正取引委員会からの勧告・公表・罰則の対象）

【2026 年 1 月以降】完全適用期間

- ✓ 新規契約は全て新法に準拠
- ✓ 取引先からの価格改定申入れに対し、誠実に協議（拒否・放置は違法）

✓ 定期的なコンプライアンス点検（四半期ごと）

■ リスクと留意点

【**高リスク**】 2026 年 1 月以降も手形払いを継続した場合、**法令違反**となります。公正取引委員会からの勧告・企業名の公表・課徴金納付命令（最大売上高の 3%）・刑事罰（50 万円以下の罰金）の対象となります。

【**中リスク**】 既存契約の見直しが間に合わない場合でも、施行日以降は新法が適用されます。「契約書の改定が間に合わなかった」という理由は法令違反の免責事由になりません。

【**注意**】 価格協議義務は、取引先の要請を「断る」ことを禁止するものではありません。ただし、価格改定の申入れに対し、「協議に応じない」「必要な情報提供をしない」ことは違法です。価格据え置きの場合でも、協議の過程と理由を記録に残すことが重要です。

■ 推奨アクション（優先順位順）

【**最優先**】 手形払いの全廃（2025 年 12 月末までに完了）

→ 全取引先との支払条件を全額現金払い（銀行振込、60 日以内）に変更

【**高優先**】 既存契約の見直し（2025 年 9 月末までに完了）

→ 価格協議条項、金型・治具の取扱い、支払条件の明確化

【**中優先**】 社内研修とコンプライアンス体制の整備（2025 年 6 月末までに完了）

→ 調達・購買部門の全担当者に改正法の内容を周知、チェックリスト作成

【**推奨**】 弁護士への相談（2025 年 3 月末までに実施）

→ 既存契約の適法性確認、リスクの高い取引の個別相談

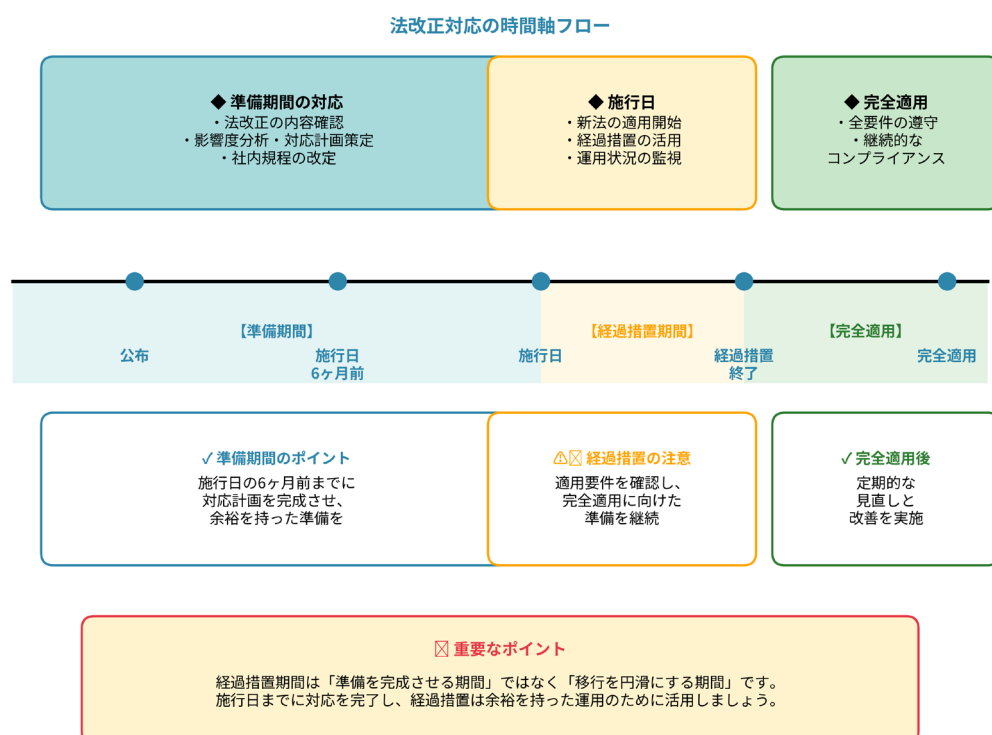


図 2: 法改正対応の時間軸フロー

🔧 カスタマイズのポイント

自社向けに調整する場合

- ・法改正の内容により、経過措置の種類は大きく異なります（段階的施行、猶予期間、既存契約への適用除外等）。法改正ごとに条文・施行令・通達を確認し、自社に該当する経過措置を正確に把握してください
- ・段階的施行の場合、各段階で「何が義務化され、何がまだ猶予されるか」を明確に区分し、段階ごとの対応計画を作成してください
- ・猶予期間・宥恕措置の適用要件（「相当の理由」「税務署長の認定」等）を満たすための準備を早期に開始してください
- ・経過措置終了時点での完全適用を見据え、準備期間を十分に確保したスケジュールを作成してください

業種別の注意点

業種	特記事項
製造業	下請法改正（2026 年施行）の経過措置は 既存契約にも適用 されるため、2025 年中に全契約を見直す必要あり。手形払いの全廃が最優先。金型・治具の取扱い

	を契約書に明記。
IT・ソフトウェア	フリーランス保護新法との関係も考慮。育児・介護休業法改正（2025 年 4 月・10 月段階施行）では、第 1 段階で子の看護休暇拡大、第 2 段階でテレワーク等の措置義務化。各段階で就業規則改定が必要。
金融・保険	電子帳簿保存法の猶予措置（2024 年～）は「相当の理由」と税務調査対応が要件。恒久的な猶予ではないため、2025 年度中に完全対応を推奨。高年齢者雇用確保（2025 年 4 月完全義務化）の経過措置は終了済み。
物流・運送	改正下請法により 2026 年 1 月から運送業も適用対象に追加。物流特殊指定（長時間荷待ち、附帯作業の無償要請）との関係も整理が必要。「2024 年問題」（時間外労働上限規制）との同時対応も考慮。
小売・サービス	育児・介護休業法改正の段階施行（2025 年 4 月→10 月）により、店舗ごとのシフト編成への影響が 2 段階で発生。障害者雇用促進法の除外率段階的引下げ（2026 年 6 月まで経過措置）も考慮。

？ よくある質問

Q1: 「経過措置」と「猶予期間」の違いは？

A: 「経過措置」は法改正全般に設けられる移行期間のことで、①段階的施行（第 1 段階→第 2 段階→完全施行）、②既存契約への適用除外、③猶予期間・宥恕措置、④軽減措置・適用除外などを含む広い概念です。「猶予期間」「宥恕措置」はその一種で、一定期間または一定の要件下で新法の適用を猶予する制度です。例えば、電子帳簿保存法の猶予措置（2024 年～）は「相当の理由がある場合」に限り紙保存を認めるもので、全事業者に無条件で認められるものではありません。

「経過措置」と「猶予期間」の違い

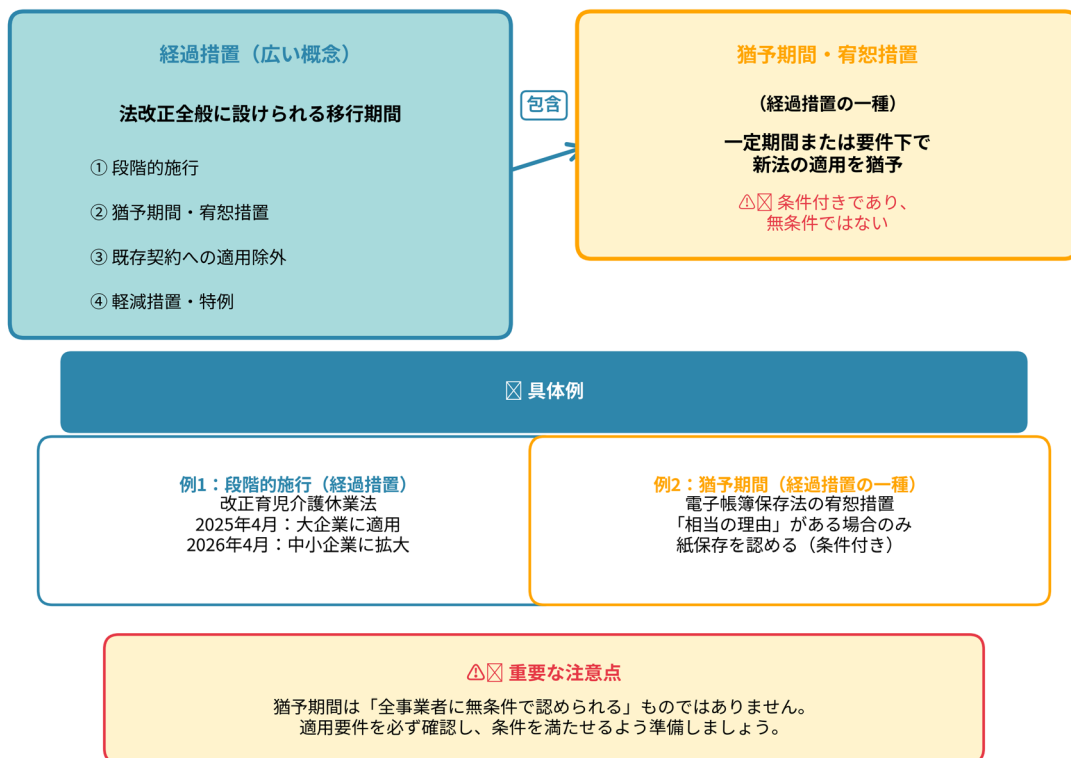


図3: 「経過措置」と「猶予期間」の違い

Q2: 施行日前に締結された契約には新法が適用されないのでは？

A: **それは誤解です。** 法改正により「既存契約にも新法が適用される」と明記されている場合（例：改正下請法）、施行日以降は既存契約も新法に従う必要があります。逆に、「施行日前に締結された契約には旧法が適用される」という経過措置が明記されている場合（例：個人情報保護法の一部改正）のみ、既存契約は旧法のまま継続できます。条文の「附則」「経過措置」の項目を必ず確認してください。不明な場合は弁護士に相談することを強く推奨します。

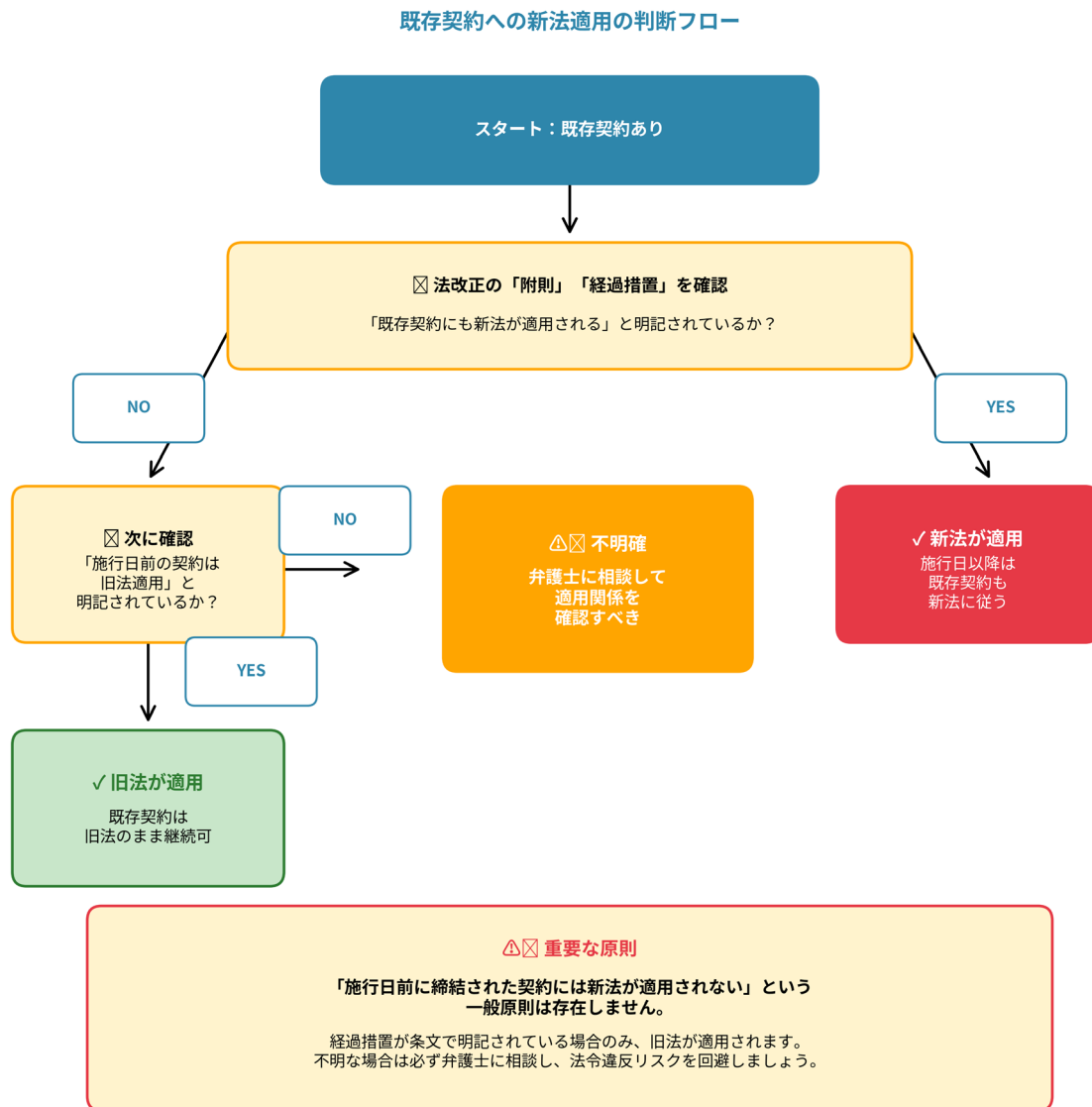


図 4: 既存契約への新法適用の判断フロー

Q3: 経過措置を最大限活用すれば、対応を先延ばしにできるのでは？

A: 経過措置への過度な依存は**危険**です。経過措置は「移行を円滑にするための一時的な配慮」であり、「対応を先延ばしにするための制度」ではありません。①経過措置の適用要件を満たさない場合、法令違反となります。②経過措置終了後の完全適用に向けた準備が不十分な場合、施行日直前に混乱が発生します。③経過措置に依存し続けることで、法の趣旨（例：価格転嫁の円滑化、育児と仕事の両立支援）を無視した対応となり、社会的批判を受けるリスクがあります。経過措置は「準備期間」として活用し、できるだけ早期に完全対応を目指すことを推奨します。

関連プロンプト

このプロンプトと併せて使うと効果的：

- 2-11. 法改正影響度分析 - 経過措置の整理の前提となる影響度分析
- 2-12. 法改正対応タスクリスト作成 - 経過措置を考慮した対応タスクの作成
- 2-13. 法改正の社内周知文書作成 - 経過措置の内容を社内に周知
- 2-14. 改正法対応チェックリスト - 経過措置の適用状況を確認

⚠ 重要な注意事項

【法的責任について】

- このプロンプトの出力は法的助言ではなく、検討の材料を提供するものです。経過措置の適用要件は厳格に解釈されるため、必ず条文・施行令・通達・運用基準を確認してください
- 経過措置の解釈を誤り、法令違反となった場合、「AI が誤った出力をした」という理由は免責事由になりません。最終判断は必ず人間（法務担当者・弁護士）が行ってください
- 法改正の施行日、経過措置の内容・期間、適用要件は法改正ごとに異なります。複数の法改正が同時に施行される場合（例：2025 年 4 月）、それぞれの経過措置を個別に確認してください

【情報セキュリティ】

- 社内の機密情報（特定の取引先名、契約金額、社内のコンプライアンス違反事例等）を AI に入力しないでください
- 個人情報（従業員の氏名、生年月日、疾病情報等）は絶対に入力しないでください

【弁護士法第 72 条との関係】

- AI による法律相談は弁護士法第 72 条（非弁行為の禁止）に抵触する可能性があります。このプロンプトは「検討の視点を示す」ものであり、「法的判断を下す」ものではありません
- 高額取引（500 万円以上）、リスクの高い取引、法令違反の疑いがある事案については、必ず弁護士に相談してください